

○年○月○日

○○○○殿

○○株式会社 ○○

○○○○

専門業務型裁量労働制に関する説明書

専門業務型裁量労働制の適用を受けることに関する同意（以下「本人同意」といいます。）をするか否かの判断に当たっては、下記の事項を十分に理解した上で判断を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 専門業務型裁量労働制の概要は、別添1のリーフレットのとおりで。
- 2 専門業務型裁量労働制に関し○○株式会社と○○労働組合が労使協定で定めた内容は、別添2のとおりです。
(概要)
 - (1)対象業務は、○○業務となります。
 - (2)みなし労働時間は1日○時間となります。
ただし、休日及び深夜労働を行った場合は、実労働時間に応じて割増賃金を支払います。
 - (3)労働者の健康と福祉を確保するために、以下の措置を講じることになります。
 - ア 1週間当たりの労働時間が40時間を超えた時間の合計が1箇月当たり60時間を超えた適用労働者に対して専門業務型裁量労働制の適用を解除する
 - イ 特別休暇を付与する
 - (4)苦情の申出に関する内容は、労使協定第○条に定める以下の内容になります。
 - ア 申出場所 ○○部○○課○○担当（○○係）
 - イ 開設日時 書面の持込：毎週○曜日○時から○時までと○時から○時まで
電子メールでの申出：随時
 - ウ 申出方法 書面または電子メール
 - エ 取扱内容 専門業務型裁量労働制の適用に関する全般の事項及び適用している評価制度や賃金制度等の処遇制度全般
- 3 本人同意をした場合には、次の評価制度及び賃金制度が適用されることになります。
 - (1)評価制度 ○○○○○○○○○○○○
 - (2)賃金制度 ○○○○○○○○○○○○
- 4 本人同意をしなかった場合には、次の評価制度及び賃金制度が適用されることになります。
 - (1)評価制度 ○○○○○○○○○○○○
 - (2)賃金制度 ○○○○○○○○○○○○
- 5 労働者は、本人同意をしなかった場合に、配置および処遇並びに本人同意をしなかつ

たことについて不利益取扱いを使用者から受けることはありません。

- 6 労働者は、本人同意をした場合であっても、その後これを撤回することができます。また、労働者は、本人同意を撤回した場合に、そのことについて不利益取扱いを使用者から受けることはありません。撤回後の配置、処遇等の労働条件は、撤回前の部署において、同職種労働者に適用される人事規程○条及び賃金規定○条により決定されます。

以上